



答申第 850 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 1 日付け神福政第 490 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 特別定額給付金の未申請者への申請勧奨を行うにあたり、視覚障害を有する未申請者に対して、点字による案内等を行うため、視覚障害者手帳の所持者情報を収集することは、正確かつ迅速な案内が期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への
勸奨事務について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 850

◎：条例第7条第3項に該当する情報

◎【視覚障害者手帳所持者に関する情報】

福祉個人番号

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

障害等級



写

答 申 第 8 5 1 号
令 和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年7月1日付け神戸福障第148号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 特別定額給付金の未申請者への申請勧奨を行うにあたり、視覚障害を有する未申請者に対して、点字による案内等により行うため、福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者手帳の所持者情報を利用することは、正確かつ迅速な案内が期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への
勸奨事務について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 851

◎【視覚障害者手帳所持者に関する情報】

福祉個人番号

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

障害等級



答申第 852 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 1 日付け神福政第 490 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 特別定額給付金の点字等による申請勧奨を行うにあたり、対象者を抽出するために、視覚障害者手帳の所持者情報等を電子計算機処理することは、正確かつ迅速な案内が期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への
勸奨事務について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 852

◎：条例第11条第2項に該当する情報

【進捗管理システム 受給権者申請情報】

申請者番号

区コード

住記個人番号

世帯番号

住民区分

氏名(漢字・アルファベット・カナ)

通称

送付コード

生年月日

性別

続柄コード

郵便番号

住所

方書

転出予定先郵便番号

転出予定先住所

申請状況

◎【視覚障害者手帳所持者に関する情報】

福祉個人番号

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

障害等級